

知的財産侵害物品集中取締いを実施！

函館税関では、国内に大量に輸入される**コピー商品**や**偽ブランド品**など知的財産侵害物品の水際における発見・摘発のため、「知的財産侵害物品取締強化期間」を定め、集中的な検査を実施します。

知的財産侵害物品取締強化期間

平成23年3月14日(月)～
3月18日(金)

税関検査にご理解とご協力を

函館税関



偽ブランド品の「だって」をゼロに。



ご存知でしたか？日本では、偽ブランド品や海賊版など知的財産侵害物品の輸出入は禁じられています。偽ブランド品や海賊版などは、品質が保証されないばかりか、その収益は犯罪組織や安全を脅かすテロ組織などの資金源となることがあります。偽物を見極める新しい眼とモラルを持って海外へお出かけください。



税関